



介護職員初任者研修 受講費用の一部を補助します！

◆東近江市では、介護保険サービスに係る新たな雇用の確保を図り、介護サービスの安定供給に資するため、介護職員初任者研修の受講費用の一部を補助します。

1 補助対象者（次のすべてに該当する人）

- ①市内に住所を有する人
- ②研修を修了後、1年以内に市内の介護サービス事業所に介護職員として雇用され、申請日時点において引き続き就労している人
（高等学校在籍者においては研修修了後、就労する見込みとなった人）
- ③市税等に滞納がない人
- ④国、他の地方公共団体等から類似の補助を受けていない人



2 補助金額

受講料及び教材費の2分の1（上限5万円。千円未満切捨）

3 申請方法

次の書類を市役所長寿福祉課に提出してください。

→書類は、就労を開始した日（高等学校在籍者においては、就労する見込みとなった日）の属する年度内に提出してください。

- ①介護職員初任者研修受講費用補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ②介護職員初任者研修課程を修了した旨の証明書の写し
- ③受講費用の領収書の写し等支払いの確認できるもの
- ④就労証明書（様式第2号）
（高等学校在籍者においては就労見込証明書（様式第3号））
- ⑤住民票の写し
- ⑥市税等に滞納がないことを証明する書類
（⑤⑥は個人情報の利用に係る同意書（様式第4号）を添付する場合は省略することができる）

東近江市ホームページ（申請用紙をダウンロードできます）

[トップ](#) → [健康・医療・福祉](#) → [福祉](#) → [高齢者福祉](#)

《問合せ・申請先》

東近江市 福祉部 長寿福祉課

TEL 0748-24-5645 Eメール chojufu@city.higashiomi.lg.jp